

防府市共同排水路施設補助金交付要綱

昭和48年5月10日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民が共同排水路を新設、改良する事業に要する経費について補助金を交付することにより生活環境の向上の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同排水路」とは、主として生活下水の排水を目的とする水路をいう。

(補助対象の排水路)

第3条 市長は、毎年度予算の範囲内で、次の各号に該当する共同排水路の新設、改良を行うものに対して補助金を交付する。ただし、国、県若しくは市の負担金若しくは補助金の交付を受ける者又は当該共同排水路の新設、改良についてこの要綱により補助金の交付を受けたことがある者については、この限りではない。

- (1) 市街化区域(市街化区域以外の集落形成地域を含む。)内の排水を主とするものであること。
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発許可行為によって開発されようとする区域外のものであること。
- (3) 公共団体の管理による水路以外のものであること。
- (4) 用排水路又は流出先が用排水路の場合は水利権者の承認を得たものであること。
- (5) 個人所有の土地に共同排水路を設置する場合は、当該土地に権利を有する者の承認を得たものであること。
- (6) 利用世帯数が5世帯以上のものであること。
- (7) 構造が市長の承認を得たものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、工事費の10分の4以内とする。ただし、補助の対象とする工事費は5万円以上とし、100万円を超えるものについては、100万円を限度とする。

2 前項の工事費には、工事雑費及び用地費は含まないものとする。
(使用権・維持管理)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けて設置された排水路は、
公的に使用しなければならない。

2 排水路の維持管理は、補助金の交付を受けた者があたるものとする。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付
申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ
ならない。

- (1) 代表者選定届
 - (2) 共同排水路を共同で施工する者の住所及び氏名
 - (3) 収支予算書及び見積書
 - (4) 水利関係者及び土地関係者の承認書
 - (5) 工事請負者の住所及び氏名
 - (6) 設計書及び位置図
 - (7) その他参考となるもの
- (補助金の交付の承認)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請にかか
る工事(以下「工事」という。)について補助金を交付すべきと認め
るときは、補助金交付承認書(第2号様式)によりその旨を申請者
に通知する。ただし、必要により条件を付することができる。
(計画変更の承認)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」とい
う。)は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請
書(第3号様式)を市長に提出してその承認を得なければならない。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 事業内容又は工事費を変更しようとするとき。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、工事が完了したときは、速やかに完了届(第

4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 工事前、工事中及び完成後の写真
- (3) その他参考となるもの

2 市長は、完了届の提出があった場合においては、速やかに検査を行い、検査合格後、請求のあった日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付承認の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる事ができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 市長の承認の受けないで設計を変更したとき。
- (4) 不正の行為により補助金を受けようとしたとき。
- (5) 年度内に工事が完了せず、又はその見込みがないと認めたと
き。

附 則

この要綱は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。